

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を 改正する法律案について

【 1. 現 状 】

厳しい京都議定書6%削減目標の達成

2006年度 温室効果ガス排出量

13億4,100万トンCO₂

基準年度比 **6.4%増**

業務その他部門 **41.7%増**

家庭部門 **30.4%増**

新たな法的措置による確実な
排出削減が必要

【 2. 措置の内容 】

事業者の排出抑制

- ・事業者、フランチャイズ単位での算定・報告・公表
(業務その他部門の13%→約50%(全体の約1割)が対象)
- ・指針を策定し、用途ごとに活動量に対応した温室効果
ガス排出量の目標値(ベンチマーク)を設定
- ・用途ごとに求められる対策を提示 等
(用途は店舗、学校、オフィスといった区分を想定)

事業活動から
の排出の抑制

地域における対策の促進

- ・地方公共団体が地域の取組に関する計画を策定 等

地域の自然
的社会的条
件に応じた取
組の強化

国民生活における排出削減のための取組促進

- ・指針を策定し、国民に期待される取組を提示
- ・CO₂見える化等それを支える事業者の取組を提示
- ・エコポイント事業等新たなサービスについて提示 等

家庭部門か
らの排出の
抑制

植林CDM事業の補填手続の決定

- ・植林CDM事業由来のクレジットの国際約束上の手
続の明確化 等

国際約束(マ
ラケシュ合
意)への対応

その他、CDM活用や国内排出削減への寄与の算定・報告・公表制度での活用等
に関し、所要の措置を講ずる。

京都議定書6%削減目標の確実な達成へ

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 について

措置の必要性

「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する最終報告」では、排出量の伸び続けている業務部門・家庭部門への対策を抜本的に強化することが必要であるとされており、京都議定書の6%削減目標の達成を確実にするために、

最終報告に盛り込まれた追加的削減効果を確実に担保すること、
既存対策の対策下位ケースから対策上位ケースへの更なる底上げを確保す
る等、追加的削減効果の上積みを実施すること、
既存対策を不足なく確実に実施すること、

が不可欠な状況にある。今般の温対法改正案では、そのために必要な諸施策の導
入を図るものである。

措置の内容

1 温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直し

(1) 企業単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告の導入(第21条の2 関係)

事業所単位で排出抑制等の対策を実施しつつも、経営戦略の一環で、企業
単位・フランチャイズ単位で排出量を削減する動きが出ている。温室効果ガ
ス算定・報告・公表制度でこれらの単位の算定・報告を導入することは、こ
の動きを加速することになる。

また、省エネ法の改正により、エネルギー管理の規制対象者が事業所単位
から、企業単位・フランチャイズ単位に変更される見込みである。温対法の
算定・報告・公表制度は、省エネ法の定期報告を活用していることを踏まえ、
省エネ法の見直しにあわせて、企業単位・フランチャイズ単位による排出量
の算定・報告に変更する。なお、内訳として、これまで報告のあった一定規
模以上の事業所単位の排出量についても報告させることとする。

(2) 京都メカニズムクレジット等の評価(第42条の2関係)

国は、事業者が自主的に行う京都メカニズムクレジットの取得及び政府への
移転、国内における他者の排出抑制への協力等を促進するよう配慮することと
する。この趣旨を踏まえ、下位法令において措置することにより、(1)につい

て、実排出量と併せて、国の管理口座に移転された京都メカニズムクレジット等を評価した排出量の公表を進めていく。

2 排出抑制等指針の策定（第 20 条の 5、第 21 条関係）

事業者は、事業活動に伴う排出の抑制等のために必要な措置及び情報提供等国民の取組に寄与する措置等を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣（環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣。以下同じ。）は、排出抑制等指針を策定する。指針において、事業者に対して、排出原単位（床面積など経済活動の量を代表するものの単位量当たりの排出量）による水準や取組内容を用途区分ごとに示すこととする。

なお、指針で示す水準等は、エネルギー起源CO₂について、省エネ法で検討中のエネルギー使用量ベースのベンチマークを勘案しつつ作成する。

3 国民生活における温室効果ガス排出抑制のための取組促進（第 20 条の 6、第 21 条関係）

排出抑制等指針において、国民の日常生活における温室効果ガス排出抑制の努力及びそれを支援する者の在り方等について具体的に明らかにする。別途、国として指針を踏まえた措置に対する支援を行っていききたい。

4 新規植林・再植林 CDM 事業によるクレジットの補填手続の明確化（第 34 条の 2 関係）

クリーン開発メカニズム（CDM）事業により発行されるクレジットのうち、新規植林・再植林 CDM 事業から発生するクレジットに係る国際合意上の補填義務について、国内法上、当該義務の主体、履行方法等の補填手続を定める。

5 地方公共団体実行計画の充実（第 20 条の 3 関係）

地方公共団体実行計画の中で、都道府県、指定都市、中核市及び特例市（都道府県等）は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることとする。

6 地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動推進センター等の見直し（第 23 条から第 26 条関係まで）

現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化防止活動推進センターを設置すること、地球温暖化防止活動推進員を委嘱す

ることを可能とする。

また、地方公共団体実行計画の達成のために都道府県等が行う施策に対して、都道府県等の地球温暖化防止活動推進センターは必要な協力をすることとする。

．施行期日

- ・平成 21 年 4 月 1 日（平成 21 年度から企業単位・フランチャイズ単位での算定を開始し、平成 22 年度からその報告を開始する。）
- ・新規植林・再植林 CDM 事業によるクレジットの補填手続の明確化、地方公共団体実行計画の充実については、公布日。
- ・排出抑制等指針の策定、国民生活における温室効果ガス排出抑制のための取組促進については、公布日から 6 月以内の政令で定める日。
- ・地球温暖化防止活動推進員、都道府県地球温暖化防止活動センター等の見直しについては、公布日から 1 年以内の政令で定める日。

地球温暖化対策の推進に関する法律の要点と改正事項

現行温対法

京都議定書目標達成計画

- ・地球温暖化対策推進の基本的方向、各主体の講ずべき対策等について定める京都議定書目標達成計画を策定

地球温暖化対策推進本部

国・都道府県・市町村の実行計画

- ・国・自治体が、率先して削減努力を行う計画を策定

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度

- ・一定規模以上の事業所について温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国がデータを集計・公表

京都メカニズムの取引制度(登録簿)

- ・京都メカニズムクレジットの取引ルール、取引の保護

(全国・都道府県)地球温暖化防止活動推進センター
地球温暖化防止活動推進員

今回の法改正

排出抑制等指針の策定

事業活動に伴う排出抑制

- ・高効率設備の導入
- ・冷暖房抑制、オフィス機器の使用合理化等

日常生活における排出抑制

- ・高効率家電の使用
- ・3Rの促進
- ・CO2見える化推進等

都道府県・一定の市による地域の計画策定

- ・きめ細かい取組を推進
- ・他の地域計画との連携

事業者、フランチャイズチェーン単位での報告

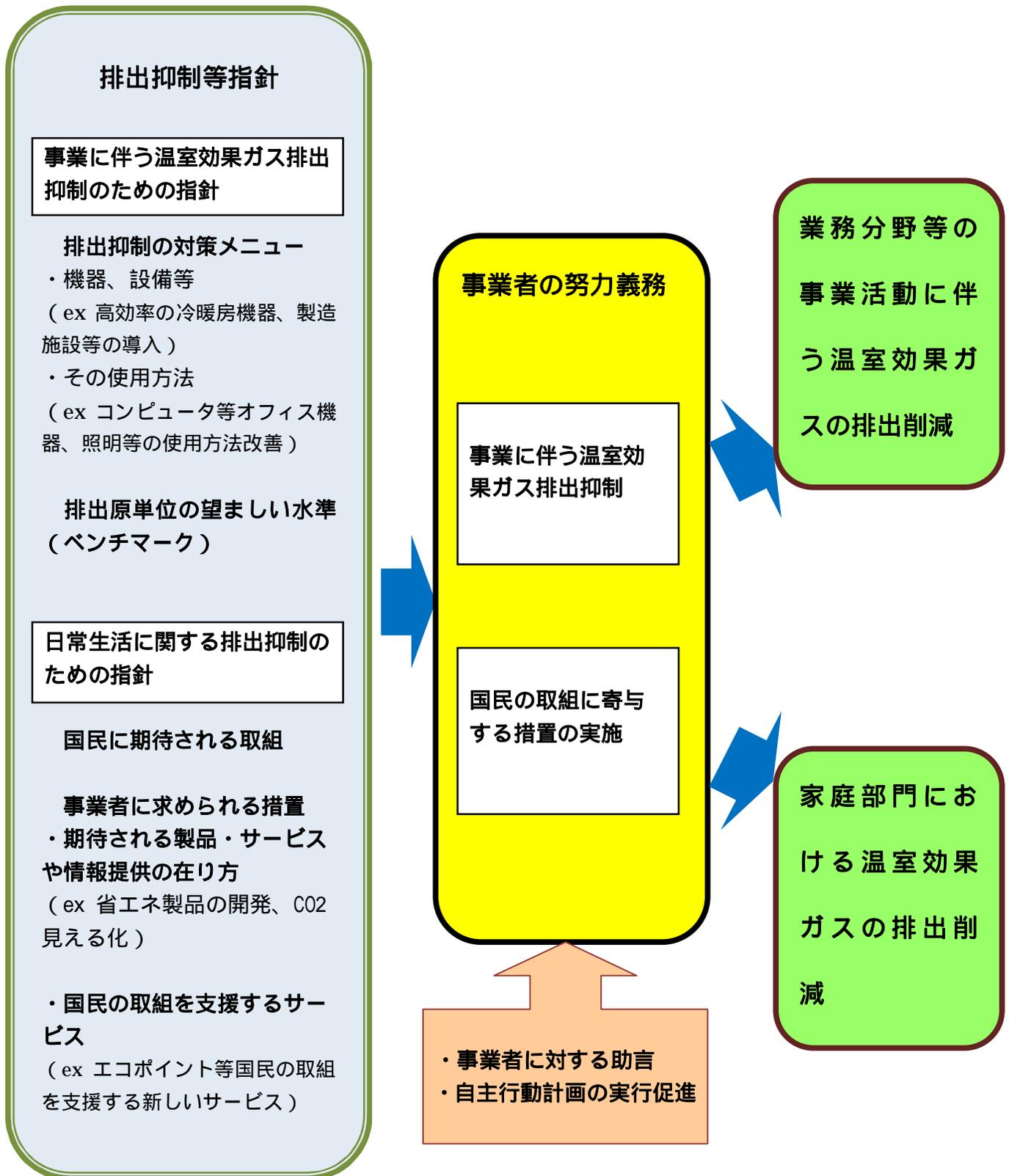
- ・業務部門を中心に対象を拡大

CDMクレジット等の活用促進に配慮

植林CDMの活用のための手続を整備など

一定の市による推進センター設置

排出抑制等指針のイメージ



自治体による計画的できめ細かな対策の実施

自ら排出する温室効果ガスを減らす事業者としての責務
(現行法第4条第2項)

すべての自治体で実行計画の策定
(現行法第21条)

地域において総合的かつ計画的な施策を推進する責務
(現行法第20条第2項)

都道府県、政令市、中核市、特別市における施策についての計画策定
(改正法案第20条の3)

地方公共団体実行計画

自治体自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減等の計画の策定
・庁舎・施設の省エネ対策 等
(現行法第8条第2項第2号の基本的事項に基づき策定)

以下についての計画策定
・自然エネルギー導入の促進
・地域の事業者、住民による省エネその他の排出抑制の推進
・公共交通機関、緑地その他の地域環境の整備・改善 等
都市計画や農業振興地域整備計画などの施策の実施に反映
(改正法案第20条の3)

地方公共団体実行計画協議会による策定協議・実施の連絡調整

関係行政機関、関係地方公共団体、推進員、地域センター、事業者、住民等がこぞって参画
(改正法案第20条の4)

国による補助
(エネルギー特別会計等)

地域地球温暖化防止活動推進センターの協力
(改正法案第24条)

地域の施策や事業の実施